

# 役員報酬等に関する規程

社会福祉法人東和福祉会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東和福祉会の役員報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事、評議員をいう。

## (会議の出席)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1及び別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (理事の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

## (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。う

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実状を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

## (適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

## (改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

## (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## 附 則

この規程は、平成29年6月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	6,000円	実 費

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事業務報酬等	10,000円	実 費
監事監査指導報酬等	10,000円	実 費

別表3

旅 費	宿泊費	報酬 (一日)	その他
実 費	15,000円	15,000円	実 費

別表4

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席報酬等	6,000円	実 費

※自家用車：燃料費 1 km 50 円×自宅からの距離

※公共交通機関（バス）→実費